

ID: 5376

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	吸収合併の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第50条の規定による。 (吸収合併の効力の発生等) 第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日